五島市広報用記事等制作業務委託(単価契約)プロポーザル実施要領

1 目的

五島市(以下「市」という。)が行う広報業務において、取材、写真及び動画の撮影、記事の作成等を民間事業者へ業務委託することで、業務の効率化を図るとともに、市民目線で地域の魅力を発信することにより、全国に向けた市の魅力発信を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1)業務名 五島市広報用記事等制作業務
- (2)委託期間 令和7年5月1日から令和8年3月31日まで
- (3)業務内容 別紙「五島市広報用記事等制作業務委託仕様書」のとおり
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 見積限度額(消費税及び地方消費税抜き)

・広報ごとうの記事作成に関する業務 単価:10,000円

・五島市公式SNSの記事作成に関する業務 単価: 4,000円

・五島市紹介写真撮影に関する業務 単価:40.000円

・五島市紹介動画制作に関する業務 単価:40,000円

3 参加資格

公募に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者以外の者
- (3) 五島市から指名停止措置を受けていない者
- (4) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成24年五島市告示第156号)第3条に規定する排除措置を受けていない者
- (5) 本業務の履行能力を有する者

4 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し、不明な点がある場合は質問書(様式1)を提出して ください。

- (1)提出期限 令和7年4月9日(水)12時まで
- (2) 提出方法 質問書を電子メール又はFAXにより送信してください。

(3)回答方法

前号の規定により提出された質問については、令和7年4月11日(金)17時までに、質問者に対し、電子メール又はFAXにて回答を送信するとともに、同日以後、本市ホームページに掲載し、閲覧に供します。なお、本市ホームページに掲載する場合は、質問者名は公表しません。

- (4)提出先
 五島市総務企画部政策企画課 広聴・広報戦略班

 FAX 0959-74-1994

 E-mail gotoweb@city.goto.nagasaki.jp
- 5 応募手続き(プロポーザル参加申込書の提出) 参加を希望する場合は、参加申込書(様式2)を期日までに提出してください。
- (1)提出書類 参加申込書(様式2)
- (2) 提出期限 令和7年4月15日(火) 17時
- (3)提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)
- (4)提出先 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 五島市総務企画部政策企画課 広聴・広報戦略班 TEL 0959-72-6782
 E-mail gotoweb@city.goto.nagasaki.jp
- 6 企画提案書等の提出
- (1)提出書類
 - ①企画提案書(様式3)
 - ※代表者印を押印した原本は1部とし、残り5部はその写し(白黒コピーで可) として構わない。
 - ②事業者概要(様式4)
 - ③業務実績(様式5)
 - ④実施体制(様式6-1)
 - ⑤使用機材一覧(様式6-2)
 - ⑤見積書(任意様式)

金額は消費税額及び地方消費税額を抜いた金額とし、業務ごとに単価を記載してください。なお、委託上限額を超える金額の場合は失格とします。

(2)提出期限

令和7年4月18日(金)17時

7 審査基準及び選考方法

企画提案書等に基づき、五島市広報用記事等制作業務委託候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、審査基準、見積書など各方面から総合的に審査し、基準点(60点)を満たした事業者の中で、得点が最も高い事業者を1者選定する。ただし、第1位の事業者が契約を締結しない場合は、次に得点の高かった事業者を次点の交渉権者とする。

(1) 審查基準

	評価項目	配点		
1 業務遂行能力・受託実績				
1	他自治体等での業務実績が豊富で、事業遂行するための専門知識、経験			
	等の活用を期待できる提案であるか。			
2	業務を円滑かつ確実に実施できる体制(責任者、人員配置、役割分担等)が構築されているか。	15		
3				
9	実績等を有しているか。			
2 業務実施内容				
1	業務を遂行するにあたり、優位となる資格を保有しているか。	15		
2	撮影機材は十分に確保されているか。			
	(1) 広報ごとう	5		
	(2) SNS	5		
	(3) 五島市紹介写真	5		
	(4) 五島市紹介動画	5		
3 業務に対する費用について				
1	企画提案内容に見合った適切な見積金額であるか。	_		
	(1) 広報ごとう	5		
	(2) SNS	5		
	(3) 五島市紹介写真	5		
	(4) 五島市紹介動画	5		
合計				

(2) 審査(プレゼンテーション)

①実施日及び会場

令和7年4月23日(水)に五島市役所で実施予定 ※日時場所等の詳細については別途通知します。

②プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提案内容の説明20分間、質疑応答10分間を基本として参加者ごとに行います。出席者は3名以内とし、別紙(様式6-1)実施体制に記入の業務責任者となる方は、必ず出席してください。

なお、プロジェクター等を使用する場合は、事前にご連絡ください。 審査については、ウェブ会議システムを用いてのプレゼンテーションまたは企 画提案書による書面審査となる場合もあります。

ウェブシステムを用いてのプレゼンテーションの場合は、参加申込者に対して、 審査日の数日前に五島市からURLを送付し、事前に接続テストを行ったうえで 実施します。書面審査の場合は、審査日の数日前までに出席者に連絡します。

(3) 審査結果の発表

- ①審査結果については、令和7年4月28日(月)までに、各参加者に対して通知します。
- ②審査結果や選考内容に対する異議申立ては、一切受け付けません。

8 実施スケジュール

内容	期間等	備考
募集開始	令和7年4月4日(金)	市ホームページ
質問受付	令和7年4月4日(金)~	メール又はFAX
	4月9日(水)12時まで	
質問回答	令和7年4月11日(金)	質問者へ回答及び市
		ホームページ掲載
参加申込書(様式2)提	令和7年4月15日(火)	持参、郵送
出期限	17時まで	
企画提案書等の提出期	令和7年4月18日(金)	
限	17時まで	
プレゼンテーション	令和7年4月23日(水)予定	時間、場所は後日連絡
審査結果	令和7年4月28日(月)予定	
契約締結	令和7年5月1日(木)予定	

9 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類に用いる言語は日本語とし、基本通貨単位は日本円とします。
- (3)提出書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とします。ただし、やむを 得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、五島市が承諾したものについて は、この限りではありません。
- (4) 提出された書類は、返却しません。
- (5)提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルへの参加を無効とします。

10 問合せ先

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

五島市総務企画部政策企画課 広聴・広報戦略班

TEL 0959-72-6782

FAX 0959-74-1994

E-mail gotoweb@city.goto.nagasaki.jp